

生活困窮者の自立支援

～共生のまちづくりに向けて～

平成27年4月1日「生活困窮者自立支援法」が施行されました。これまでにも生活に困窮する方々は大勢いらっしゃいましたし、日本国憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」のため、生活保護法が整備されているのですが、なぜこの時期にこの法律が必要となったのでしょうか。今日は、この法律の制定に深く関わられた中央大学の宮本太郎教授に、この法律・制度の背景や基本的な考え方を伺いました。

生活困窮の実態

【問】日本は、かつて「1億総中流」と言われたように豊かな国だと思われていましたが、必ずしもそうではないようです。

【宮本】「総中流」意識を支えた中間層の一部が経済的に落ち込んでしまいました。平均的な所得の半分以下の「相対的貧困率」が16・2%で、先進国の集まりであるOECD加盟国の中では、アメリカ、メキシコなどひとつは同一労働・同一賃金を実現して非正規雇用の処遇を引き上げることです。生活困窮者自立支援法・制度はそこまでつたってはいませんが、その延長線上の射程にはあると思います。

【問】「就労準備支援」というメニューが生活困窮者自立支援の枠組にあります。

【宮本】現在働くことができる方を一般の就労につなぐウォーミングアップという意味があります。例えば、プールで泳ぐ訓練をプールサイドだけではできないことはできません。まず、誰でも足が立つ水位でコーチを付けて泳いでみる。そんなことを経て本当に泳げるようになります。

生活困窮の本当の姿

【問】なぜそんな状態になつたのでしょうか。

【宮本】様々な問題が複雑に絡んでいます。理由の一つは非正規雇用の増加でしょう。旧来の非正規雇用は一家の大黒柱の安定所得を補完する主婦のパートなどでしたが、今日の非正規労働者は所得面で非常に不安定です。たとえばひとり親世帯に顕著です。123万の母子世帯では、その8割が就労していますが、うち6割は非正規で、平均所得は180万円前後、貧困率は57%に次ぐ高い水準にあります。

もなっています。この数字は他の先進国に比べても非常に高いと言えます。このことが子どもの貧困にも連鎖しているのです。

【問】日本の「貧困」の特徴をキーワードで表すと?

【宮本】「非正規雇用労働者の所得の低さ」「子どもの貧困」「老後破産」ということになるでしょう。この3つが交じり合はれ、連鎖して、共倒れの状態をつくっているんだと思います。今後、非正規雇用の現役世代が親の年金に頼って生活している「年金同居世帯」の共倒れが顕在化していくのではないかでしょう。

【問】「貧困」と言うと経済的なことを指すように思われていますが、そればかりではないのですね。

【宮本】かつての「貧困」は「支え合ひ」を生んでいましたが、現在の「困窮」は「孤立」を生んでいます。衣料や最低限の食糧は何とか確保できても、傍から測り知れない「生き難さ」を抱え込んでいる人たちが大勢いるのが現実です。私たちは、「自分自身を肯定する」「自分がいるところにプラスの評価が与えられる」というところで生きていますが、その「認め、認められる」というふう、私たちにとって一番大切なことがあります。

【宮本】自治体の仕事づくりの役割を果たすことによって自分が「認められる」という実感が持てるようになります。その一方で、ご本人の自己有用感、言い換えると居場所づくりは、雇用だけではないと思うのです。給料をもらえるような雇用関係に至らなくても、何らかの役割を果たすことによって自分が「認められる」という実感が持てるようになります。雇用と居場所づくりを

共生のまちづくりへ

連続して考えることが大切で、決して雇用至上主義に陥ってはならないのです。そして、「支える」「支えられる」という固定的な関係性を脱却して、「共生のまちづくり」を進めていく必要があるのではないかでしょうか。「自立」の姿は一様ではないのですから。

【宮本】まあ現状から申し上げますと、従来からの発想が、今大きな岩盤に突き当たっているんだからと思いま



す。高齢者を介護しているご家族が意氣消沈してじたり、障がいの分野でもご親族が支えきれなくなっています。叫び声をあげている。そういう岩盤に突き当たったときにこれをどう乗り越えられるのかどうかなどを考へる中で、実は自然に出てきていた発想を制度化しようとこののが、今まで「支える側」と言われてきた現役世代と「支えられる側」だとされてきた高齢者などを一分あるのではなく、「支える側」を支える仕組に対する仕組」を創っていく必要があります。かつては小さな商店の店番など、皆が支え合いで参加する場所

があります。ひとりの人が支えられたり支えられたりする、そんなまちづくりが必要です。社会福祉や社会保障の分野の中だけで解決しようとするのではなく、まちづくり全体の中で考えていくことが求められています。

働くとしている

【問】非正規雇用の増加を問題点として挙げられていましたが、生活困窮者自立支援法での取り組みは、正規

ろを「貧困」が奪つてしまふのです。そのことで経済的な困難度をさらに深める悪循環に陥っています。つまり、「経済的困窮」と「孤立」双方が連鎖している点が現在の「生活困窮」の姿なのです。

【問】そんなお話を伺うと、憲法第25条がうたっている「健康で文化的な最低限度の生活」という部分を、あらためて考えてみる必要があるように感じます。

【宮本】憲法第25条の生存権といふのは、文字通り「健康」「文化的」でなければならないのです。「健康」というものは、毎日起きうれて自分の生活に向き合える条件が満たされなければなりません。このまま考えられて初めて成立します。「文化的」というのは、人々のつながりの中で見出されるところ考えてよいでしょう。それからすると、これまで考えられてきた「生存権」概念がいかに狭かつたかという思いが拭えません。そこには、自分自身を肯定する」「自分がいるところにプラスの評価が与えられる」というところで生きていますが、その「認め、認められる」というふう、私たちにとって一番大切なことがあります。

【宮本】率直に申し上げると、「周囲を見渡す」ことから出発すべきであります。困難を抱えた人たちは身近にたくさんいらっしゃいます。例えば、自分だけはなんとか定年までたどり着けると思っていても、ご近所のことや子どもさんあるいは親戚を見回した時には、将来や現在に不安を抱えた方がたくさんおられるはずです。困難を抱えた人は「特別に気の毒な人」ではないのです。その点への気づきが、課題解決の糸口です。

【宮本】率直に申し上げると、「周囲を見渡す」ことから出発すべきであります。困難を抱えた人たちは身近にたくさんいらっしゃいます。例えば、自分だけはなんとか定年までたどり



宮本太郎教授(中央大学)

注目の
1冊

『地域包括ケアと
生活保障の再編
新しい「支え合い」システムを創る』
(宮本太郎 編著 明石書店)

地域包括ケアの実現とその改革をとおして、新しい生活保障の道筋や可能性、課題について検討する。

【お問い合わせ先】市民福祉プラザ2階 福祉図書・情報室
TEL 731-2946 FAX 731-2947
開室時間 10:00~18:00 (第3火曜日は休室)

地域の社会資源との「新たな協働」

「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して、各地で様々な地域福祉活動が取り組まれています。そこに住んでいる住民だけでなく、地域の様々な社会資源と連携・協力して進める、新たな取り組みも増えています。

福祉施設との協働による丘陵地の買物支援

(城南区南片江校区)

南片江校区には丘陵地で公共交通機関の乗り入れがなく、近くに店舗がない地区があります。その地区は高齢化率も高いことから、「買物に困っている高齢者が多い」という課題があります。この課題を解決するため、校区社会福祉協議会と福祉施設との協働による買物支援事業が始まりました。

丘陵地にある特別養護老人ホーム「油山緑寿園」を会場として、複数の障がい福祉事業所(「みどりのその他」)による野菜・お菓子・小物類の移動販売「みどりの野菜市」が毎週水曜(14時~売切次第終了)に開催されています。「長い坂道を歩いてふもとのスーパーまで行かなくても、新鮮で安全な野菜や手作りのお菓子等が買えるようになった」と、世代を問わず周辺の地域住民から喜ばれています。

特別養護老人ホームにとっては施設利用者も地域住民と一緒に買物を楽しめる場となっており、障がい福祉事業所にとっては売り上げが障がい者の工賃に反映され、地域にも施設にもそれぞれメリットのある取り組みとなっています。

定期開催することで、買物だけでなく、住民同士の交流や安否確認の場として発展していくことも期待されています。

大学との協働による新たな交流事業

(東区三苦校区)

三苦校区では電子メールによる広報・連絡システム「住民安心メール」を活用して、校区・町内の行事案内や防犯・防災を啓発する情報の配信が行われています。「住民安心メール」を利用するには住民各自が携帯電話等にこのメールシステムを登録する作業が必要なため、こういったシステムの利用に慣れていない高齢者等に受け入れられるかどうかが課題でした。そこで三苦校区自治協議会・校区社会福祉協議会の共催で、福岡工業大学の協力を得て「メール登録会＆携帯・スマホ使い方教室」を開催しました。

協力してくれた学生ボランティアは、当日はやや緊張しながらも参加者からの「電話帳の登録がうまくできない」「孫にメールで写真を送るにはどうしたらいいか」といった質問に、分かりやすい言葉で丁寧に応えていました。また、隣に座った人同士で電話番号を交換する参加者もあり、盛り上がりました。

普段は集まりの場に出でこない高齢男性の参加も多く、この会は「ふれあいサロン」など地域の活動に参加しない住民にとって、公民館や集会所に出てくるきっかけとなる新たな取り組みになると期待されています。

近年、「地域の力になれる事はないだろうか」「地域と連携して何か取り組みたい」という地域貢献の意識が高まっている事業所等が多く、福岡市・区社会福祉協議会に相談が寄せられることが増えています。地域で身近に見かける福祉事業所・医療機関・大学・企業など様々な社会資源と連携・協力することで、住民の力だけでは難しい取り組みが実現できることもあります。地域の一員である事業者等を貴重な資源と再認識することで、これまでになかった地域住民との連携や新しい活動が生まれます。

福岡市・区社会福祉協議会では、今後こういった「新たな協働」を積極的に進め、地域福祉活動の発展につなげていきたいと考えています。

【お問い合わせ先】地域福祉課 TEL 720-5356

『奉仕銀行』平成28年度の配分先を募集します。

平成27年度に本会や福岡市に寄せられた善意の寄付金の中から社会福祉関係団体等への配分を行います。

【対象団体】

福岡市内に活動拠点をおこす社会福祉分野に携わる当事者団体等で、活動実績が1年以上ある法人格を持たない団体等又は特定非営利活動法人。

例えば…小規模作業所、地域活動支援センター、障がい児の家族の会、子育て支援団体など(ただし、25・26・27年度に本事業の配分を受けた団体、26・27年度に共同募金会の配分を受ける団体は除く。)

【対象事業及び配分限度額】

備品購入費 上限25万円
新規事業費 上限 5万円

【申込方法】

所定の様式に必要書類を添付の上、窓口に提出してください。
配布・申込期間は28年3月1日(火)～4月28日(木)(必着)

【審査から交付まで】

運営委員会の審査を経て28年7月頃決定し、8月頃交付予定
☆詳細は「配分先募集案内」をご覧ください。

〔28年2月15日(月)より本会窓口で配布。
ホームページでダウンロード開始。〕

【お問い合わせ先】総務課 TEL 751-1121

《平成27年度の配分団体》

ONPO法人レツツ グループホームオークマ ONPO法人ジャパンマック ○ジャパンマック福岡 ○Work it out ○おもちゃばこ ○福岡・障がい者と暮らしまを創る会

*奉仕銀行ではイベントのチケットや家電製品等の物品のご寄贈を社会福祉施設への仲介もしています。寄贈をご希望される方はご連絡ください。

平成27年11月初旬。第2回目となる「生活困窮者自立支援全国研究交流大会」が2日間にわたって福岡大学を会場に開催され、全国から1,600人余りの方々が様々な角度からの論議を繰り広げました。インタビューに応じていただいた宮本太郎教授(中央大学)も初日(11月7日)の基調講演と2日目(11月8日)のまとめのセッションに登壇され、生活困窮者自立支援制度の展望などを熱く語られました。

その中で宮本教授は、とある市で実際に起きたこととして、今までの制度

が下の〈図1〉のように人の属性ごと

に運用されてきたが故に、いくつもの

支援機関もその人の状態を把握できていなかつた点を踏まえ、〈図2〉によ

うにその人の「属性」ではなく、そ

の人の「状態」に応じた、従来の枠

組を超えた取組の必要性を強調されま

た。その事例ではどの

支援機関もその人の状態を把握できていなかつた点を踏まえ、〈図2〉によ

うにその人の「属性」ではなく、そ

「聴く」ことについて 考えてみよう

「聴く」ことは「心のサポート」

「人間にとって一番ひどい病気は、誰からも必要とされていないと、自分で思い込んでしまうことです。これは、マザー・テレサの言葉です。この言葉は、人間には自分の存在が認められているという「存在認知」の実感が必要であることを教えてくれます。

相手の話を「聴く」ことは、その人の「存在認知」の実感を生み、自己肯定感につながり、生きる勇気や元気を呼び覚ます力があります。「聴く」ことは、それだけで「心のサポート」になるのです。

心に寄り添い、そばにいることを伝える

「二人で窓の外の木が揺れるのを見つめていました。そのとき、本当に私の心を分かってもらえた気がしました」。この言葉には、聴くこと=傾聴の真髄が表れています。人は、自分のことを心から気にかけてくれる人がそばにいるだけで気持ちが落ち着き、安心します。

（広告）

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償！！

ボランティア活動保険

補償金額（保険金額）

ケガの種類	プラン	
	Aプラン	Bプラン
死亡保険金	1,200万円	1,800万円
後遺障害保険金	1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)
入院保険金日額	6,500円	10,000円
手術保険金	入院中の手術 65,000円	100,000円
通院保険金日額	32,500円	50,000円
特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額（保険金額）に同じ	
葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円 (限度額)	
賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)	5億円 (限度額)

全国200万人加入!!

http://www.fukushihoken.co.jp

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
ふくしの保険	検索		
基本タイプ		300円	450円
天災タイプ(※)		430円	650円

(*)天災タイプでは、天災（地震・噴火・津波）に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険料をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

（普通傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険）

送迎サービス補償

（普通傷害保険）

福祉サービス総合補償

（普通傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険）

●お申し込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

（引受幹事保険会社）損害保険ジャパン日本興亜株式会社
TEL:03(3593)6824

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
受付時間：平日の 9:30～17:30 (12/29～1/3 を除きます。
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一緒に締結する団体契約です。

(SJNK14-16220(2015.2.6))

法人格を持つグループもボランティアセンターに登録できるようになりました！

福岡市ボランティアセンターには156のボランティアグループやNPOが登録して活動しています。（平成27年10月末）

昨今、ボランティア活動・市民活動とその支援組織は多様化し、また、地域課題も多様化、深刻化、複雑化しています。しかし、これまで福岡市ボランティアセンターはこの現状に十分に対応できていませんでした。その原因のひとつは、登録できるボランティアグループは「法人格を有しない」「社会福祉の分野」「無償の活動」に限定していたことにありました。

そこで平成27年度からはボランティアグループの登録要件を見直し、右記のとおりに改めました。

今回の見直しにより、多様な団体が連携して課題を解決したり、福祉以外の分野で活動している人たちにも地域福祉活動につなげたりといった動きがいっそう盛んになることを目指しています。

ボランティアセンターに登録できるグループは、主体的な参加に基づくボランティア活動を行っているグループであって、次の各号のすべてに該当するグループです。

- (1) グループの構成員が5人以上であること
- (2) 活動の主たる基盤を福岡市内に有すること（法人格の有無は問わない）
- (3) 月1回以上、ボランティア活動を行っていること（有償・無償は問わない）
- (4) ボランティアグループとして、6ヶ月以上の活動実績があること

登録グループは市民福祉プラザ内のボランティアルーム（会議室）や印刷機等の利用ができます。

お問い合わせ先

福岡市ボランティアセンター（TEL 713-0777）

ボランティアグループ活動紹介

■NPO法人こどもグリーフサポートふくおか（通称グリふく）

大切な人を亡くした子どものサポートを県域で行っている団体です。大切な人を亡くすと、悲しみや寂しさ・愛惜（愛おしさや会いたい気持ち）などのさまざまな感情が生まれたり、行動面の変化や体の症状など、様々な反応が生じます。これを「グリーフ」といいます。これは病気でなく、大人も子どもも、誰にでも起こりうる自然な心の動きです。しかし、大切な人を亡くした体験は、日常生活やその後の人生に影響を及ぼすこともあり、サポートが必要になることがあります。

この団体は、安心して自分の「グリーフ」を表現できる安全な空間づくりに努め、月に1～2回、県内2カ所（福岡市市民福祉プラザ、ウェルとばた（北九州市））で「たいせつな人をなくした子どものつどい」を開いています。子どもたちは「つどい」で同じ体験をした仲間と出会い、大切な人を亡くしたのは自分一人ではないことを知ります。自分自身の「グリーフ」に触れ、それを表現することで、大切な人の死を受け止め、自分らしく自分の道を歩いていくサポートを行っています。

また、定期的にボランティアの養成講座も行っています。団体の活動に関心のある方はもちろん、ボランティアなどさまざまな形で関わってくださる方、ぜひご参加ください。



■一粒の麦の会



「一粒の麦の会」は、裁縫を主に、第2水曜日に国立病院機構福岡病院内の「こばと病棟」（南区屋形原）と、第3水曜日に社会福祉法人共栄福祉会「若久緑園」（南区若久）で活動している団体です。PTA活動で知り合った主婦3人で手伝いをしたことがきっかけで発足し、50年以上活動を続けています。

「こばと病棟」では、点滴を受けるための特殊な衣類や食事用のエプロン、湯たんぽや氷枕のカバーなどを縫います。お風呂上がりのお子さんを休ませて体拭き、着替えさせるためのタオルケットは重ね縫いをするのですが、ミシンで一針一針、時間をかけて縫い進めます。

「若久緑園」では、主に利用者の保護者の代わりとなって針仕事をします。特に新学期には雑巾、体操服入れ、給食袋を縫い、高校生の弁当袋、裾上げなどを行っています。

会の皆さんには「これらの活動を続けられたのも、こばと病棟や若久緑園の皆さんのが、気持ちよく受け入れてくださるから」と話し、やりがいを感じるといいます。作業中も和気あいあいとしていて、お互いに意見を出しあいながら、施設のニーズに柔軟に対応している姿が印象的でした。

現在、裁縫が得意な方や足踏みミシンができる方を募集しています。関心のある方はボランティアセンターへご相談ください。